

第2章 『保護者が育つ』環境づくり

第1節 意識啓発活動の推進

(1) 子育て家庭にやさしい市民意識の啓発

現状と課題

- 1989年（平成元年）に国連で採択された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）では、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利を定め、「子どもの最善の利益」の確保を目指しています。
しかし、実際にはまだ大人の認識や理解が不足しており、子どもへの虐待やいじめ、不登校など、子どもを取り巻く問題はより深刻化しています。
- 保育園・幼稚園・子育て支援センター・図書館・児童館・放課後児童クラブ・公園等環境の整備の他、地域の力で児童を守り育てていく必要があります。
- 核家族化の進行や地域の近所づきあいの希薄化により、育児する親が孤立化することが危惧されています。地域の子ども達を地域全体で支援できるような体制を作っていかなければなりません。

施策の方向

- 今後も、多くの機会を通じ市民に「子どもの権利」についての理解を深めるため、広報・啓発していきます。
- 社会全体が「子育て」は次代を育む重要なことであると認識し、子育てや子育てを社会全体で支援する環境づくりを推進します。

項目	内容
①啓発活動の推進	地域福祉計画に謳われている地域の力を、子育て支援にも活用していきます。 今後とも、積極的に各種の手段により子育て情報を発信していきます。
②児童の人格尊重	人権教室は子どもが人権意識を持つ機会として非常に有益であり、小学校低学年に実施する以降、中学生になってもさらに趣向を変えた機会を持つよう学校との連携を図ります。
③防犯情報の共有化	地域における犯罪の発生状況や防犯に関する情報をホームページ等に掲載し、市民の防犯意識を高めます。
④子育て支援活動の啓発	今後も児童福祉週間やすこやかふれあい広場等、様々な機会を通じて子育て支援活動に対する市民の意識を高めていきます。

(2) 男女共同参画社会意識の醸成と活動の促進

現状と課題

- 平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、市では平成14年に「三島市男女共同参画プラン」を策定し、男女が互いの人権を尊重し責任を分かち合うなかで、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会実現に向けての施策を推進しています。しかし、「男性は仕事、女性は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識を持つ人は未だに多く、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる要因となっています。また、近年の少子高齢化の進展、家庭形態・雇用形態の多様化など、日本社会全体が大きな転換期を迎えているなかで、社会の活力を高め、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会実現のために、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し行動に移すことの必要性がますます高まっています。
- 女性の就労が進み、結婚後も働きながら妊娠・出産を経験する女性が増えている一方で、家事や育児の多くを女性が担っているのが現状です。また、男性においては職場中心の意識や生活が習慣化されているため、男女のどちらか一方に負担が偏らないように互いが協力しながら、職場、家庭、地域のどれもがバランスの取れているライフスタイルへの転換が必要となっています。
- 人間形成期に行われる家庭教育や学校教育・保育は「人としての平等意識づくり」に大きく影響を及ぼしています。家庭においては、性別にかかわらず家族の皆が能力に応じて協力し合って家事・育児を行うことにより、子ども達の男女共同参画意識の醸成を図ることが必要になっています。また、学校・保育の場においても、個々の適性や能力を尊重し、男女平等の立場に立った指導を通して、主体的に学び、考え、行動できる子ども達を育てていくことが重要となっています。

施策の方向

- 市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し行動に移すことができるように、啓発活動は対象者の年代、性別、職業などに応じた効果的な方法で行います。
- 男女が共にやりがいのある仕事と充実した生活を両立させながら、個人の能力を最大限に発揮するために「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の考え方の浸透を図り、働き方や慣行の見直しに努めます。
- 企業を通じて啓発を実施するとともに、公民館や幼稚園・保育園などにおいて、男女共同での子育て意識を高めるための講座等を開催するなど、市民への啓発を推進します。
- 学校においては、行事や教科の学習、啓発冊子の活用により、保護者の子育てに対する男女共同参画への理解を促します。
- 教育・保育の場では教職員等の男女共同参画意識の向上を図り、子ども達へ男女共同参画の視点に立った教育・指導が行われるよう推進します。

項目	内容
①男女共同参画社会基本法の周知	市のホームページや男女共同参画関連講座において内容の周知に努めます。また、より効果的な啓発方法を検討し、積極的に情報提供していきます。
②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	職場、家庭、地域等様々な場における慣行のなかで、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、市の広報やホームページを活用しながら、広くその見直しを呼びかけます。
③男女による家庭・地域社会への参加促進	男女が家庭での責任を分担し、共に地域活動に参加できるような環境づくりを進めるために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の周知に努めます。
④教育・保育の場における男女平等意識の醸成	子ども達の成長過程、発達段階に応じた指導を通して、人格尊重、男女平等、相互理解・協力、両性自立の意識を醸成します。
⑤教育・保育体制の充実	教職員等の男女共同参画意識の向上を図るとともに、男女共同参画に基づいた学校・園の運営、体制づくりに努め、子ども達を取り巻く環境の充実を図ります。
⑥地域・女性団体等のネットワークづくり	今後も、市内女性団体等相互の情報交換、連絡調整及び資質向上のためのネットワークを組織します。
⑦NPO・ボランティア活動への男女共同参画の促進	豊かな社会を築き、市民一人ひとりが人生を充実させるために、NPO・ボランティア活動への市民の理解を深め、活動の促進を図ります。
⑧地域受け入れ態勢の整備	地域における子育て等に関する相互援助活動の支援組織の設置を進めていきます。
⑨保育付き事業の促進	子育て世代の活動を支援するために保育の場を設ける等の支援をしていきます。

(3) 中・高校生が乳幼児とふれあう機会の充実

現状と課題

- 少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが年齢の低い弟妹の世話をしたり、近所の子ども達と遊んだりするなど、就学前児童とふれあう機会が減少しています。
- 中学生が就学前児童にふれあう機会、ふれあう場の提供を継続することで、将来自らが親となり、育児をしていくイメージをもたせ、同時に、地域社会への参加や貢献を動機づける機会を拡充することが重要です。

施策の方向

- 中学校の技術・家庭科の家庭分野において、単元名「保育」の中で園児が喜ぶ玩具を制作し、実際に幼稚園や保育園を訪問して、玩具を通して園児とふれあい、保育について学習していきます。新学習指導要領の目標と照らし合わせ、さらなる活動の充実を図っていきます。
- 子育て支援センターを利用し、子供同士・親同士の触れ合いのなかから学んでいく機会を増やしていきます。
- 学校における授業や職場体験学習等を通じ、次代を担う子ども達が乳幼児と交流する場の機会の拡充に努め、乳幼児への理解を促進します。

項目	内容
①高校生リーダー研修	高校生リーダー「アドバンス・ジュニアリーダー（略称：アジュラ）」の保健施設体験（保育園ボランティア）を引き続き実施します。
②異年齢の交流促進	兄弟姉妹が少ない幼児が増え、異年齢児との交流は新鮮な刺激を受けます。また、中・高校生にとっても、頼りにされる喜びと満足感を得て、自覚や存在感につながり、将来の父性、母性への学習に効果があるため、交流活動を促進していきます。

第2節 親と子の学習機会の充実

(1) 家庭教育の推進

現状と課題

- 子どもにとって生活の場の基本は言うまでもなく家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。家庭教育が重要であるという認識を地域全体が共通の課題として持ち、子育て家庭への意識啓発が必要です。
- 家族全員で子育てをしていくことは、母親など特定の家族に偏りがちな子育ての負担を軽減し、子どもの人格形成にも好影響を与えと考えられます。
- 保護者が自信と責任感を持ち家庭での子育てができるよう、子育てにかかわる情報や学習機会を提供し、家庭における教育問題に対応する相談体制の整備が求められています。
- 保護者同士の交流の場を設けるなど、地域の中で保護者が孤立せず、助け合って育児を行っているような環境も必要になっています。
- 育児不安、過保護や過干渉、放任など、家庭の教育機能の低下が指摘されています。家庭は生活習慣や他人への思いやり、社会的なマナーなど、子どもの健やかな心身を育む重要な役割をもっており、家庭教育の充実を支援していく必要があります。

施策の方向

- 園児保護者を対象に、参加しやすい日程を工夫しながら子育てや家庭教育に役立つ講義や実習を実施して、家庭教育についての学習機会の提供ができるように、家庭教育講座の充実に努めます。
- 幼児期の家庭教育セミナーを年2回（前期・後期）開催しますが、開催時期の検討、内容の充実に努め、参加者の増加に繋げていきます。
- 親子で本に親しむことは、子どもが心豊かに成長するために重要なため、今後とも図書館の職員による絵本や紙芝居の読み聞かせ実演、手遊びなどを通じて親子で本の楽しさを知ってもらう機会の提供をしていきます。
- 高齢者が、子どもと一緒に参加できる行事や交流機会を設け、祖父母による子育て支援を促します。
- 父親に対しても、育児の知識や技術を身に付け、父親同士で情報交換ができるような機会を提供します。

項目	内容
①家庭教育学級の充実	引き続き市内の小・中学校 21 校に学級を開設し、広報に努めるなどして学級生数を増やすこと、また、内容を充実させることを図っていきます。
②幼児期の家庭教育セミナーの充実	今後もセミナー開催時期の検討、内容の充実に努め、参加者数の増加につなげていきます。
③生涯学習情報宅配便(リリエム・クラブ)事業の継続	利用者数の増加は難しく、今後継続していくべきか検討していきます。
④「生き生き子育て講座」の充実	講座を夏休みに行っていることもあり、実施後のアンケートでは毎年親子で楽しみにしているという声が多く、引き続き開催し、内容の充実を図ります。
⑤男性に対する子育て学習機会の充実	引き続き父親と子どもが一緒になって参加する学習機会を提供し、男性の育児参加や家庭教育への関心、理解を深めていきます。
⑥ブックスタート事業の継続	親子のふれあい、絆を深めるという施策は長期にわたって実施することにより大きな効果が期待できるため、引き続き継続していきます。

(2) 育児グループ等の育成・支援

現状と課題

- 各種相談・教室等で育児に不安のある母子などが集まり、自主グループでの遊びや事業を行う育児グループがあります。活動場所や活動内容の検討・充実などの支援を進めていく必要があります。
- 都市化や核家族化により、地域や社会から孤立しがちな親が増え、子育て経験の不足などにより、多くの親が子育てに負担感や不安感を抱えています。また、地域においては子どもの体験・交流の場や機会が減少するとともに、子育て支援者や子どもを育成する指導者等の減少が課題となっています。

施策の方向

- 青少年相談室では、今後も面接及び電話で、学校生活・家庭生活・いじめ・不登校・進路の相談を行っていきます。
- 地域の見守りのもと、乳幼児親子が気軽に集える子育て交流サロンの開設や運営を支援するとともに、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。
- 乳幼児親子がいつでも利用できる常設の遊び場として、地域子育て支援センターを運営するとともに、より身近な地域における遊びや交流の場の充実に努めます。

項目	内容
①育児アドバイザーの活用	育児支援のためグループの活性化を図っていきます。
②育児グループの育成支援	園庭解放や、見学会を通して保護者どうしが情報交換できるような場を提供していきます。
③育児グループのネットワークづくり	関係機関の連携を図り、育児グループ間のネットワークづくりと、その交流や連携等の促進を支援し、グループ相互の活性化を図ります。
④地域子育て支援センターの活用	平成20年度で市内10箇所の地域子育て支援センターが開設し前期計画の目標値を達成しています。今後は、箇所数の見直しや事業内容を再検討してより充実した事業を推進します。
⑤「三島市本町子育て支援センター」	現在の施設では利用者の増に対応が難しく、余裕スペースを利用した利用人数の増対策を検討します。

第3節 情報提供と相談支援体制の充実

(1) 情報提供の推進

現状と課題

- ニーズ調査の自由回答では、「子育て支援について分かりやすくアピールしてほしい」という意見があったことから、サービスの情報提供の方法を工夫していく必要があります。
- 平成18年度から、子育てマップを作製・配布していますが、よりきめの細かい情報と新鮮な情報の提供のため、広告事業を取り入れ、従来の保存版から年度版に切り替え、子育て世帯に無償配布し子育て世代の不安を取り除いていく必要があります。

施策の方向

- 子どもに関する情報を広報紙・FM放送・さくらチャンネルなどを通じて積極的に発信していきます。
- 情報誌の発行やホームページ、その他テレビ等のマスメディアを活用し、子どもに関する行政の施策や、施設、団体・サークル、イベントなどの民間の情報を含めた様々な情報を市民に分かりやすく提供し、子育て支援並びに子どもの多様な体験・活動機会の充実に図ります。
- 各学校における教育活動の状況を市民に周知するためのホームページ等の充実など、家庭・地域の理解と協力が得られるような情報公開と説明責任を果たす取組みを行っていきます。

項目	内容
①情報提供機会の拡大	現在開設中のホームページの掲載内容を常時更新し、わかりやすい内容の情報提供をしていきます。
②子育て情報の発信方法の改善	子育て情報は市民の関心も大きいため、広報みしまへの掲載方法を工夫し、効果的な情報発信をしていきます。また、他の媒体も積極的に使っていきます。
③子育て情報誌の作成	子育てマップの発行後、需要が高まっていることから、掲載内容を逐次更新し、子育て世帯に情報を提供していきます。

(2) 相談支援体制の充実

現状と課題

- ニーズ調査では、利用したことのあるサービスを就学前児童の保護者に聞いたところ、「教育相談センター・教育相談室」が2.0%、「家庭児童相談室」が2.8%と少なく、市民が必要な時に利用・相談できるサービスとして、充実していく必要があります。
- 青少年相談室では不登校、非行問題、情緒問題、学校生活、家庭問題、進路問題などに関する相談を行っていますが、より身近な相談体制を総合的に拡充する必要があります。
- 家庭児童相談室では、多岐に亘る相談業務に対応するため、平成18年度に「児童虐待・DV防止連絡会」を「三島市要保護児童・DV対策地域協議会」に改組し、平成20年度からは、よりきめの細かい事案に対応するために「三島市要保護児童対策地域協議会」と改組し、代表者会議・実務者会議（DV分科会・要保護分科会）・ケース管理会議を実施して組織の強化を図っていますが、要保護・DV相談共により高い専門性を持つ職員の配置が必要になってきます。

施策の方向

- 年々増加しているDVに関する相談に対応するため、DV防止基本計画の策定を検討していきます。
- いつでも気軽に相談できる体制を充実していきます。また、相談者のプライバシーを保護するための環境の整備、相談員の質の向上を図ります。
- 一次的な相談機関や専門的相談機関などが連携を図りながら、お互いに情報収集・情報提供や協力依頼ができるネットワーク化の構築を推進します。
- 地域においては、地域レベルの支援ネットワークの構築に努めます。さらに、NPO等の民間団体とも、協力関係を進めます。

項目	内容
①相談事業の充実	相談業務充実のため、実務者会議を設置する等、関係機関の連携を図っていきます。今後も相談業務の複雑化に伴い常勤の相談員の配置を検討していきます。
②NPO・ボランティア団体等の活用	NPO・ボランティア団体等とのネットワークを作り、協力してきめの細かい支援をしていきます。
③民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会、母子福祉協力員との協力	地域住民の様々な相談に幅広い知識で対応するため、研修等を実施し、協力を図っていきます。
④たんぽぽ教室の充実 (再掲)	各種の教室の回数の増と事業内容の充実を図っていきます。
⑤いじめ110番(教育相談)	子ども、保護者からの教育に関する相談を充実し、課題解決のため学校との連携を図ります。

⑥支援事業の充実	保護者や地域住民による相談を真摯に捉え、子どもを中心に見据えた対応を充実していきます。
----------	---

＜三島市児童相談体制＞

相談内容	相談機関
<p>◆マタニティーブルー・育児不安の相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠や出産に伴い、気分がひどく落ち込んだりいらいらするとき。 ・子どものしつけや関わり方がうまくいかなかったり、育て方に自信がもてないとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター ・保健センター ・各保育園（子育て支援課）
<p>◆発達の遅れや障害についての相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言葉が遅い、歩く様子がないなど発達、発育が気になりなとき。 ・知的障害や身体障害をもっている子供の養育や、援助について知りたいとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター ・障害福祉課 身体障害者・療育手帳や手当てに関する手続き ・家庭児童相談室（子育て支援課） ・たんぽぽ教室
<p>◆性格行動についての相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達と遊べない、落ち着きがない、乱暴な行動が目立つなど、性格や行動が気になるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター ・家庭児童相談室 ・各学校相談室 ・学校教育課
<p>◆養護に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気や離婚、経済的理由などで児童の養育が困難になったとき。 <p>◆虐待に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の体や心を傷つける行為を繰り返してしまう。または、そうした行為を見たり、必要な世話が受けられず、放置されている子供に気がついたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室（子育て支援課）
<p>◆不登校・登校渋りに関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や幼稚園、保育園に行きたがらない、あるいは行けない（行かない）とき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年相談室（生涯学習課） ・各学校相談室 ・学校教育課 教育支援として「ふれあい教室」があります
<p>◆非行に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家出や万引き、不良交友など非行についての心配や困ったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談室（子育て支援課） ・青少年相談室（生涯学習課） ・各学校相談室 ・学校教育課

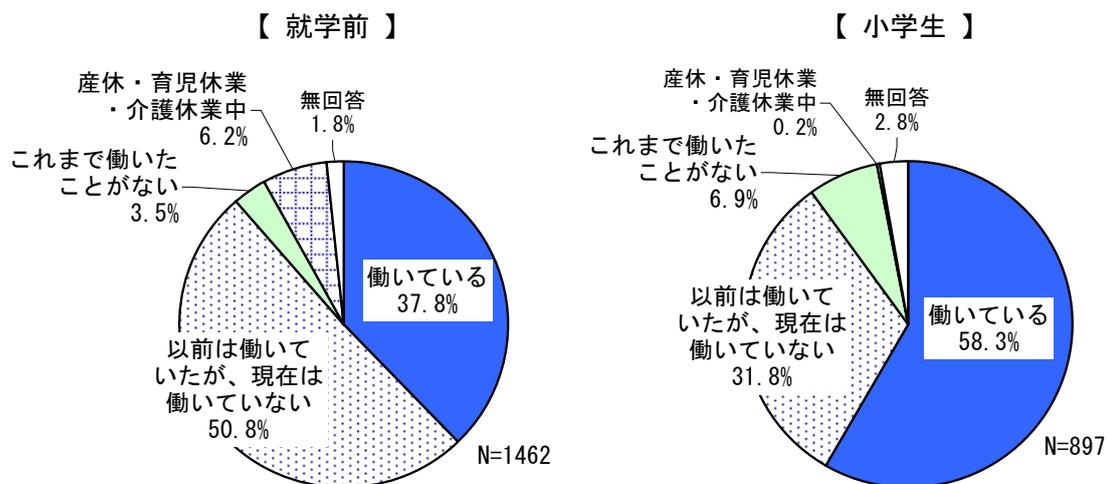
第4節 子育てと就労の両立支援

(1) 就労環境の整備

現状と課題

- ニーズ調査では、主な保育者が就労しているのは就学前児童保護者で約4割、小学生保護者で約6割となっており、自由回答でも、「子どもがいても安心して働ける職場環境の整備」を希望する意見が多くなっていることから、主な保護者が就労している場合の子育て支援が必要となっています。
- すべての人が働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現し、結婚や子育てに関する希望を実現することができるよう、創意工夫し実情に応じた展開を図るという視点を持って今後の施策を進めていく必要があります。
- 仕事と生活の調和を目指し、子育てをしながら働く人を理解し、支える職場環境づくりが重要な課題となっています。その両立のため職場には、子どもが病気等のときの対応、育児休業、職場復帰の支援が重要となっています。
- 世界規模の経済危機により、就労の場自体が減少し、子育てに多大な影響を及ぼしています。

■主な保育者の就労状況



「次世代育成支援に関するニーズ調査」より

施策の方向

- 保育園は入園希望者の待機児童ゼロを目標に全市内に18の保育園を設置、放課後児童クラブは市内14の小学区区全てに放課後児童クラブを設置するなど、女性が働きやすい環境整備に努めます。
- 男女が共に家庭における役割を担うことへの啓発、すべての人が家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できることの推進など、情報提供を進めていきます。
- 妊娠、出産、育児等で仕事を離れていた人が、再就職に必要な力を身につけ、離職期間のブランクを克服するための講座等を開催し、母親等の再就職支援を行います。
- 未曾有の経済危機に直面し、今後、国策として様々な対策が講じられることと思われませんが、自治体としてその一助を担い、様々な関係機関と連携しながら就労環境の整備に努めます。

項目	内容
①女性の能力開発訓練の拡充	女性の職域拡大につながる能力開発訓練の拡充を図ります。また、女性在职者の職業意識の向上のため講習会等の充実を図ります。
②女性の就業・再就職に必要な技術の習得支援	女性の就業・再就職に必要な技術の習得を目的とした学習・訓練の機会充実を図ります。「再就職準備セミナー」を実施し、再就職に必要な知識の学習の場を提供します。
③自営業・農業者への学習機会の充実	経営技術や生産技術などの学習機会の充実を図ります。商工会議所による経営技術講習会や農業に関する技術の習得、農業経営の学習機会の充実を図ります。
④男女雇用機会均等法 ^(※9) の趣旨の浸透	<p>事業主・人事労務担当者及び女性労働者に対する情報提供や研修機会を促進し、趣旨の浸透を図ります。</p> <p>(※9) 男女雇用機会均等法とは、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律で、現在は平成11年4月1日より施行されたものが最新となっています。</p>
⑤職場における男女平等の徹底	職場における労働条件・賃金等の男女平等について、必要に応じて、市内企業・事業所に働きかけを行います。
⑥職住近接女性労働者・家内労働者の労働条件向上	<p>家事等の両立や、自営業等職住近接の労働に就く女性の労働条件向上について家族の理解を深める広報・啓発活動を実施します。</p> <p>また、「家内労働法」の周知に努めます。</p> <p>「内職相談」により家庭内就業を支援します。</p>
⑦働く女性の労働実態の把握	企業実態アンケート調査等の実施により、実態把握を行い、働きやすい環境整備に努めます。
⑧女性職員の職域の拡大	<p>継続して調査を実施することにより意識の啓発を図っていきます。</p> <p>女性職員が多様な職種において能力を発揮することができるように、多様な人材が企業にもたらすメリット等の周知に努めます。</p>
⑨ファミリーサポートセンター事業の充実	お願い会員の保育内容に対する要求が年々厳しさを増してきていますが、今後とも各種の研修を行い、まかせて会員の質の向上を図っていきます。
⑩事業所内保育園の整備促進	保育行政の経験を生かし、実施する事業所への指導・助言を行っていきます。
⑪多様で柔軟な働き方を選択できる就業・雇用システムの推進	フルタイムで働く常勤労働、内職など家庭内で働く家庭内労働、短時間の就労によるパートタイム労働など様々な就労形態や労働に関する情報等を、関係機関と連携し周知・啓発に努めます。

(2) 各種制度の普及促進

現状と課題

- 男女雇用機会均等法が平成11年4月1日に改正施行され、働く女性が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すると共に、働きながら安心して出産・育児ができる環境をつくることは、働く女性のためだけでなく、少子・高齢化の一層の進行のなかで、経済社会の活力を維持していくためにも重要な課題となっています。
- ニーズ調査では、就学前児童保護者の育児休業制度の利用については、「母親が利用した」が約20%、「父親が利用した」は約1%となっています。父親も育児休業を取得しやすいように制度の周知や職場環境の整備などが重要となっています。

施策の方向

- 育児・介護休業制度をはじめ、仕事と育児・介護の両立を目指すための各種制度の普及促進に努めます。
- 育児休業や看護休暇制度などが利用しやすい職場の雰囲気作りなど、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所等に啓発を図っていきます。
- 母子健康手帳交付時やマタニティスクールで、労働分野における妊娠等の支援に関する制度、問い合わせ機関の紹介を行うほか、父親の育児参加を促進するための講演会の開催等を行います。

項目	内容
①職場の男女平等の実現や労働条件に関する啓発活動の充実	事業主・人事労務担当者及び女性労働者に対する情報提供や研修機会を促進し、男女雇用機会均等法の遵守について働きかけを行います。
②パート労働法の啓発	パートタイム労働者は経済社会で重要な役割を果たしていますが、昨今の経済不況から、パートタイム労働法による適正な労働条件の確保は益々重要と考えられます。このことから、今後、より一層の周知を推進します。
③育児・介護休業制度 ^(※10) の周知徹底	事業主・労働者をはじめ、関係者に対し、育児・介護休業法の趣旨、内容の周知を図り、仕事と育児・介護とを両立する環境整備の重要性について理解を促します。 (※10) 育児・介護休業法（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」とは、子の養育又は家族の介護を行う男女労働者の育児休業及び介護休業制度の導入を事業主に義務づけています。また、勤務時間の短縮や再雇用制度の導入に努めることなどを事業主に求めています。

第5節 子育て家庭の負担軽減

(1) 就園・就学経費の負担軽減、各種手当の充実

現状と課題

- 子育てにかかる費用の主なものとして、教育費、医療費がありますが、医療費については子ども医療費助成制度があり、市では小学校3年生まで通院医療費を、小学校6年生まで入院医療費の助成を行うなど、子育て世帯の医療費負担を軽減してきましたが、ニーズ調査の自由回答では、「保育料の負担軽減」、「子育てに対する手当の充実」、「医療費の負担軽減」、「乳幼児医療費受給者証の対象年齢の延長」など、子育てにかかる様々な経済的負担の軽減を望む意見が多くみられ、更なる制度の充実が求められています。
- ニーズ調査の自由回答では、就学前・就学児共に「子育てに対する諸手当の充実を望む」との回答が多く、今後も児童手当等各種の公的助成制度の更なる充実を国・県に働きかけ、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ることが必要になってきます。
- 社会経済の低迷が続き、厳しい情勢が続いている昨今、特にひとり親家庭では、就業支援や日常生活支援が急務となっています。

施策の方向

- 市立幼稚園では保育料は月額7,000円とし、同一世帯で3人以上の入園者がいる場合は、第2子は半額、第3子以降の保育料を無料としています。今後も子どもが多い家庭の経済的負担の軽減に努めます。
- ひとり親家庭は、社会の変化により増加しており、経済的自立、子育てと就労の両立などのための幅広い施策の展開により必要な支援を行います。
- 児童手当や児童扶養手当については、対象の拡大や支給金額の増額などを国に働きかけます。
- 子ども医療費の助成対象年齢を引き上げるなど子育て世代の支援に努めていきます。
- 今後もひとり親家庭の子どもも、一般家庭の子どもと同じように養育され、家庭生活を送られるよう福祉の充実にも努めていきます。

項目	内容
①幼稚園就園費の支援	保護者に対して経済的負担の軽減に努めます。
②保育園・市立幼稚園の保育料軽減	保育料の減免制度は継続していきます。
③ひとり親家庭等への支援	母子父子を問わず、一人親世帯の支援については手当での支給だけでなく物的な援助の方法を検討していきます。
④各種手当等の充実	手当の充実と共に一人親に対する家事の援助等の制度を検討する必要があります。

～ 「家庭」に望む（期待する）こと ～

- ◎幼少期から家庭生活の中で、人としての基本的なマナー、あいさつ、思いやり、規則正しい生活の仕方など「基本的な生活習慣」を身につけるための「しつけ」に心がけましょう。
- ◎子どもを「心豊かに・たくましく」成長させるには、自然の中で実際の活動による多くの体験と感動が必要です。そのためには、親子で地域の行事や文化活動にも積極的に参加し、たのしい思い出をつくりましょう。
- ◎子どもは親の姿を見ています。家庭生活における固定的な性別役割分担を見直し、男女が協力して家事や育児を担うことを実践しましょう。
- ◎食生活は子どもの心身の発達に大切な要因のひとつです。一日に一回は、家族がそろって食事をし、なんでも話し合えるひとときを持ちましょう。
- ◎子育ては永久ではありません。子育てなどでわからない事や不安があればひとりで悩まず、専門のスタッフがいる市役所や子育て支援センターなどの各種相談室に相談してみましょう。

